大阪支部便り



大阪支部 支部長 櫻井 美幸 (弁護士 44 期)

1 大阪支部では、2008年5月23日に年次総会が開かれ、支部長に私、副支部長に藤井敬子弁護士(48期)、会計に七堂眞紀弁護士(52期)の3名が新執行部として選任され、新年度がスタートしました。大阪支部のこれまでの活動内容をご報告致します。

2 大阪支部では例年、2~3回の研修を行うことが主たる活動内容となっていますが、昨年は、総会の直前、大阪府の橋下徹知事の意向を受け、府の財政再建プログラム試案が大阪府立女性総合センターを運営する大阪府男女共同参画推進財団を平成20年度に廃止する方針を打ち出しました。男女共同参画社会を推進する中核拠点と位置づけられてきた同財団が廃止されることに対し、総会の席上、大阪弁護士会の男女共同参画推進本部の委員をしている会員から問題点が指摘され、急遽、大阪支部では、有志を募り、知事に対し、財団の存続を求める要望書を提出することになりました。

有志を募っている間に、府は「財団は存続するが、平成21年度以降の自立を求め、運営補助金を廃止する」という方針に変更しました。女性総合センターは、平成6年の開館以来、大阪府だけでなく西日本全体での男女共同参画を推進する拠点として、相談事業のほか、女性問題に関する情報収集、啓発学習事業、女性の能力開発事業など幅広い役割を果たしてきました。運営補助金が廃止されれば、財団の活動を実質的に弱体化させる危険性が大きいことから、要望書の内容を、運営

補助金を廃止しないこと、府の男女共同参画推進 施策を後退させないことに変え、大阪府に提出し ました。

総会からわずか2週間の間に、大阪支部の弁護士会員を中心に有志約100名の賛同を集め、提出の際には記者会見を行い、新聞各紙でも取り上げられました。その後、同年7月、大阪府は「平成22年度から自立化」の方向を示しました。

この大阪府への要望書提出は、府が6月初旬には方針を決定すると言われていたため、早急な動きが要求されました。そこで、私たち新執行部に引き継いでいる時間的余裕はなく、前支部長の雪田樹理弁護士がとりまとめて行われました。

以上のとおり、残念ながら現時点では大きな方 針変更には至っていないものの、女性法律家が結 集している大阪支部だからこそのすばやい動きが 方向修正の一助になったのではないかと思われま す。

3 2008年6月に大阪府への要望書を提出した後、 私たち執行部は引き継ぎを経て本年度の活動方針 を話し合いました。

昨年の大阪支部便りを見ますと、大阪支部の会員数は約380名とありますので、今年度の約330名は50名も減少したことになりますが、減少の原因は、退会する方が多くいるのに対して新規で入会する人数が少ないこと、さらに、弁護士も最近は登録換えが珍しくありませんが、裁判官や検察官の会員の異動は大阪支部ではほとんど把握できず、転勤で出て行かれる方ばかりで、入ってこられる方がいないことにあると思います。

転勤については、昨今、裁判所や検察庁では個人情報保護を盾に「女性裁判官(もしくは検察官)の名前を教えて欲しい」といっても教えてはもらえません。これは弁護士会も同じです。3年に一度の名簿作成時点をのぞき、女性法律家協会全体としても会員の異動はなかなか把握しにくいのかもしれませんが、変更がある都度は難しいとしても、少なくとも年度ごとに情報を更新できるシステムの構築が望まれます。

転勤よりも深刻なのが前者の問題です。なぜ、退会される方に比較して新規で入会される方が少ないのでしょうか。それは、57 期以降は任意加入になったこと、女性の法律家が増えた今、女性ばかりで集まることにどれほどの意味があるのか懐疑的に思う方が年々増えていること、会費に見合った活動を実感できないこと、特に若手の会員にとって、現在の会費の負担は決して少なくないことなどがあげられるのではないかと思います。

毎年、大阪支部の執行部では、新規会員をどう やって確保するか、会員の求心力をいかに維持す るかに腐心しながら活動を行っていますが、今年 度もまた、全く同じ問題意識を持ちながらのスタ ートとなりました。

4 女性ばかりで集まることの意味、それが決してなくなっていないことは大阪府への要望書提出の動きでも実感したところですが、私たちは、いざというときに力を発揮するためにも、会が存続していることが大事であり、大阪支部の身近な活動を通じて、結果的に「こんな集まりがあってもいいじゃないか」と自然に感じてもらい、帰属意識を持ち続けてもらえればと考えました。

そこで、年に3回ほど行う研修会は、前年度と同様、現会員に加えて、任意加入となった57期から新規登録の61期までは大阪支部管内のすべての女性弁護士に広く参加を呼びかけ、さらに潜在的会員である女性司法修習生にも参加してもらうことにしました。研修会会場には女性法律家協会のガイドと入会申込書を備置し、広報につとめています。

また、研修の内容は、より多くの会員が興味を 持ち、「参加してよかった」と思える内容にするこ と、研修会のあとにはおいしいお料理を味わいな がら懇親会を行い、会員相互の親睦を深めながら 楽しい時間を過ごしてもらうことを目指すことに しました。

また、日常的に会員相互で情報交換が出来れば と思い、大阪支部だけのメーリングリストを作る ことにしました。大阪支部としての意見を早急に 集約する必要がある場合のほか、大阪支部での研修会や懇親会のお知らせ、こんな研修会や集まりがあればというリクエスト、シンポジウムや研究会などの情報交換、日頃の事件処理についての質問や意見交換、事件紹介の窓口など、気軽にそして活発に活用してもらいたいと思っています。このメーリングリストには、現在、70名以上の会員が参加しています。残念ながら、現時点では弁護士会員がほとんどですし、まだまだ活発な意見交換がなされているとまではいきませんが、所属弁護士会を超え、あるいは業種を超えて、女性法律家同士が気軽に交流出来る1つの場になればいいなと思っています。

5 第1回研修会

2008年10月28日、第1回研修会として、~ 是非聞いておきたい面接交渉成功の秘訣~「面接 交渉仲介の実情と意義」と題して講演会を開催し ました。講師には、長年にわたって家庭裁判所の 調査官をされ、現在は社団法人家庭問題情報セン ター (FPIC)大阪ファミリー相談室相談部部長と してさまざまな家庭問題の相談を受けておられる 中村桂子氏をお迎えしました。離婚事件で問題と なることの多い「面接交渉」について豊富なご経験 と専門知識を踏まえながら、具体的なケース処理 等についてお話しして頂きました。

理屈だけでは決して処理できない問題であり、子どもたちのためにどうすればいいのかなど日頃の業務の中で悩んでいる会員も多かったこともあって非常に高い関心を呼び、当日は53名(現行61期3名を含む)の方が参加して下さいました。

ユーモアを交えつつ、時に涙しながらの講演は 大好評で、予定時間を超えて大変熱心な質疑応答 も行われ、とても有意義で充実した研修となりま した。

研修後は、人気の西洋料理レストランで、30 名近くが参加して現行61期の歓迎会を兼ねた懇 親会を行いました。わいわいがやがやと大変な盛 り上がりで、夜10過ぎまで、相互の親睦を深め ながら楽しい時間を過ごすことが出来ました。女 性ばかりで集まるのはこんなに楽しいものだったのかと思いを新たにした第1回でした。

6 第2回研修会

大好評だった第1回に続き、第2回は2009年3月16日、~家裁医務技官から法律家へのアドバイス~「司法と精神医学の接点」と題して講演会を開催致しました。

大阪家庭裁判所にて医務技官としてご活躍中である精神科医、以倉康充氏を講師にお迎えし、少年事件や家事事件に医務技官として立ち会った豊富な経験から、精神的問題を抱えた本人、相手方や親族等がいるときに弁護士がどんなことに留意すべきかについてアドバイスして頂きました。また、精神障害に関する基礎的知識、PTSDやうつ病、妄想型精神障害等のそれぞれの法的問題や事件処理上の注意点、さらには、何かとストレスの多い私たちのストレス解消に関するアドバイスまで、盛り沢山のお話をして頂きました。

第2回も会員の高い関心を集め、新61期数名 を含む50名近くの方に参加して頂きました。

研修会終了後は、30名以上の方が参加して、中之島中央公会堂のレトロなレストランで新61期の歓迎会を兼ねた懇親会を行いました。講師の方にも参加していただきましたが、懇親会終了ぎりぎりまで会員が熱心に質問する姿も見られました。修習生も多数参加され、若やいだ雰囲気の中

で充実した親睦の場になったのではないかと思います。

7 第3回研修会

第3回は2009年5月頃に年次総会を兼ねた研修会を開催する予定です。内容はまだ決めていませんが、日頃の研修会はどうしても弁護士会員が中心となり、先の2回も弁護士業務に密接に関連した内容でしたので、年次総会を兼ねた第3回は、できるだけ、弁護士会員以外の会員にも広く参加してもらえるような内容にしたいと思っています。

8 執行部になるまで、決して熱心に活動していたとはいえない私たちですが、縁あってお世話役をすることになり、何より自分たちが聞きたいと思う研修を企画して、実際にたくさんの皆様に参加して頂いて喜んでもらえることは、役得としか言いようがない嬉しい経験となっています。また、懇親会においては、大阪支部を盛り上げて来られた諸先輩方にも参加していただいて、貴重なお話を聞くことが出来ますし、日頃、言葉をあまり交わさない方々と交流することが出来るのは、理屈抜きで楽しいことだと感じています。

課題は多いですが、これからも女性法律家協会 大阪支部ならではの活動を続けていきたいと願い つつ、大阪支部からのご報告と致します。